

## 富山県「次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」

富山県のビジョンを次ページ以降に公開します。

富山県内で「第1の事業」として補助金交付申請を行う場合は、下記フローに従って、処理を進めて下さい。

### 【富山県のビジョン確認フロー】

- ①ビジョンの要件を満たしていることの確認依頼 [《申請者→富山県》](#)
- ②当該申請がビジョンの要件を満たしていることの確認 [《富山県》](#)
- ③確認書の作成 [《富山県》](#)
- ④「要件を満たしていること」もしくは「要件を満たしていないこと」の連絡・  
[確認書の交付](#) [《富山県→申請者》](#)
- ⑤申請 [《申請者→センター》](#)
  - ・申請者は、申請書に自治体等から付与された[管理ナンバーを記入、交付された確認書を添付の上](#)、申請書類一式をセンターへ送付してください。（申請書に自治体の承認印、サインは必要ありません）
- ⑥申請受付 [《センター》](#)

上記フローは、富山県での確認フローとなります。自治体等によっては異なったフローを採用している場合がありますのでご注意ください。

一般社団法人次世代自動車振興センター

富山県へのお問い合わせ窓口は以下となります。

担当部署名：商工労働部商工企画課 新産業科学技術班  
電話番号：076-444-3245

# 富山県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン

## 1 ビジョン策定の目的等

### (1) 目的

経済産業省の「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」(平成24年度補正予算)を活用して、富山県内における電気自動車(EV)やプラグインハイブリッド自動車(PHV)に必要な充電設備の整備を加速し、EVやPHVの普及促進を図り、低炭素社会づくりを推進するために、「富山県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン(以下「ビジョン」という。)」を策定する。

なお、本ビジョンについては、今後の充電設備の整備状況等を踏まえ、必要に応じて適宜見直すこととする。

### (2) 対象地域

富山県全域(中日本高速道路株式会社及び東日本高速道路株式会社が別途ビジョンを策定する予定の高速道路を除く。)

### (3) 対象期間

本ビジョンの公表日から「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」が終了するまでの間

### (4) 対象となる充電設備

以下の公共性等の要件を全て満たす急速充電設備または普通充電設備

- ・ 今後、新設される充電器(中古品を除く。)であること
- ・ 充電設備の場所を示す案内看板を設置すること
- ・ 充電設備が公道に面した入口から誰もが自由に入出りできる場所にあること
- ・ 充電設備の利用を、他のサービス(飲食等)の利用または物品の購入を条件としていないこと(ただし、駐車料金等、一般社団法人次世代自動車振興センターが特に認める料金の徴収は可とする。)
- ・ 利用者を限定していないこと(ただし、会員制などとしていてもその場で料金を払うことで充電設備を利用できる場合は条件を満たすものとする。)

※ 国の補助事業の内容、充電設備の定義等、「次世代自動車充電インフラ整備促進事業」の詳細については、一般社団法人次世代自動車振興センターのホームページを参照願います。

## 2 ビジョン策定の基本的考え方

電気自動車等を使用する県民や観光客等来県者などが、県内を電池切れなく安心して走行できるよう充電設備の整備を一層進めるため、(1) 広域的な移動経路における整備、(2) 市町村区域ごとの面的な整備の観点からの整備計画(設置箇所・設置数)を策定する。

設置箇所数は、308箇所とする。

### (1) 経路整備

主に中長距離の広域的な移動経路の途中での充電を想定し、高速道路や交通量の多い幹線道路沿い、道の駅、空港、北陸新幹線駅などの交通の拠点を対象に、「急速充電器」を主として整備する。

【想定される施設】道の駅、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、商業施設など

### (2) 面的整備

市町村区域ごとに、人口、交通量、公共施設、観光地、観光・宿泊施設、商業施設などの状況を踏まえ、充電器の利用が見込まれる場所を想定して整備を進める。

市町村の整備計画、観光客の入込数、事業者の動向などを基に、市町村の区域（富山市は7区域に分割）ごとに設置箇所・設置数を算定し、「急速充電器または普通充電器」を面的に整備する。

【想定される施設】公共施設、観光施設、宿泊施設、駐車場、ガソリンスタンド、商業施設、コンビニエンスストア、レジャー施設など

## 3 ビジョンリスト

### (1) 経路整備

#### ① 主要国道沿い

・交通量が多く、県内外の中核都市をつなぐ主要国道沿いに、20 km間隔で急速充電設備を整備する。

路線名	設置場所の指定方法			充電設備の設置箇所数	
	起点	終点	延長(km)		
国道 8 号	新潟県境	石川県境	102.3	急速	6
国道 41 号	岐阜県境	富山市金泉寺	37.4	急速	2
国道 156 号	岐阜県境	高岡市上四屋	63.7	急速	4
国道 160 号	石川県境	高岡市上四屋	26.2	急速	2
国道 359 号	富山市掛尾町	石川県境	45.2	急速	3
(合 計)					17

#### ② 高速道路のインターチェンジ周辺及びパーキングエリア

・高速道路を利用する場合に設置が望まれる場所に、急速充電設備を整備する。

道路名	設置場所の指定方法	充電設備の設置箇所数	
北陸自動車道	朝日IC出入口を中心に半径1km以内	急速	1
	入善スマートIC出入口を中心に半径1km以内	急速	1
	黒部IC出入口を中心に半径1km以内	急速	1
	魚津IC出入口を中心に半径1km以内	急速	1
	滑川IC出入口を中心に半径1km以内	急速	1
	立山IC出入口を中心に半径1km以内	急速	1
	流杉スマートIC出入口を中心に半径1km以内	急速	1
	富山IC出入口を中心に半径1km以内	急速	1
	富山西IC出入口を中心に半径1km以内	急速	1
	小杉IC出入口を中心に半径1km以内	急速	1

(北陸自動車道)	砺波IC出入口を中心に半径1km以内	急速	1
	小矢部IC出入口を中心に半径1km以内	急速	1
	(仮称)高岡砺波スマートIC出入口を中心に半径1km以内	急速	1
東海北陸自動車道	五箇山IC出入口を中心に半径1km以内	急速	1
	福光IC出入口を中心に半径1km以内	急速	1
	(仮称)南砺スマートIC出入口を中心に半径1km以内	急速	1
能越自動車道	小矢部東IC出入口を中心に半径1km以内	急速	1
	福岡IC出入口を中心に半径1km以内	急速	1
	高岡IC出入口を中心に半径1km以内	急速	1
	高岡北IC出入口を中心に半径1km以内	急速	1
	氷見IC出入口を中心に半径1km以内	急速	1
	氷見北IC出入口を中心に半径1km以内	急速	1
	灘浦IC出入口を中心に半径1km以内	急速	1
	(仮称)氷見南IC出入口を中心に半径1km以内	急速	1
	福岡PA(上り線)	急速	1
	福岡PA(下り線)	急速	1
(合 計)			26

(注) 高速道路会社が管理する区域内(サービスイリア、パーキングエリア等)の充電設備の設置に関しては、別途各高速道路会社においてビジョンを策定予定

### ③ 道の駅及びその周辺

- ・ 県内の主要道路に設置され、沿道の休憩・商業・観光施設等として広く周知されている道の駅に、急速充電設備または普通充電設備を整備する。
- ・ 既設置の施設には1箇所、未設置の施設には2箇所整備する。

設置場所の指定方法	充電設備の設置箇所数		
道の駅細入(富山市片掛)を中心に半径1km以内	急速または普通	2	
道の駅砺波(砺波市宮沢町)を中心に半径1km以内	急速または普通	2	
道の駅上平(南砺市西赤尾)を中心に半径1km以内	急速または普通	2	
道の駅利賀(南砺市利賀村高沼)を中心に半径1km以内	急速または普通	2	
道の駅井波(南砺市北川)を中心に半径1km以内	急速または普通	2	
道の駅福光(南砺市中ノ江)を中心に半径1km以内	急速または普通	2	
道の駅たいら(南砺市東中江)を中心に半径1km以内	急速または普通	2	
道の駅庄川(砺波市庄川町示野)を中心に半径1km以内	急速または普通	2	
道の駅うなづき(黒部市宇奈月町下立)を中心に半径1km以内	急速または普通	1	
道の駅カモンパーク新湊(射水市鏡宮)を中心に半径1km以内	急速または普通	2	
道の駅ウェーブパーク滑川(滑川市中川原)を中心に半径1km以内	急速または普通	2	
道の駅氷見(氷見市北大町)を中心に半径1km以内	急速または普通	2	
道の駅万葉の里高岡(高岡市蜂ヶ島)を中心に半径1km以内	急速または普通	2	
道の駅メルヘンおやべ(小矢部市桜町)を中心に半径1km以内	急速または普通	1	
(合 計)			26

#### ④ 空港、北陸新幹線駅周辺

・観光や商用など県内外への移動に際し、電気自動車やレンタカーでの利用増加が想定される交通の拠点に、急速充電設備または普通充電設備を各2箇所整備する。

設置場所の指定方法	充電設備の設置箇所数	
富山きととき空港(富山市秋ヶ島)を中心に半径1km以内	急速または普通	2
北陸新幹線黒部宇奈月温泉駅(黒部市若栗)を中心に半径1km以内	急速または普通	2
北陸新幹線富山駅(富山市明輪町)を中心に半径1km以内	急速または普通	2
北陸新幹線新高岡駅(高岡市京田)を中心に半径1km以内	急速または普通	2
(合計)		8

#### (2) 面的整備

・市町村区域(富山市は7区域に分割)ごとに急速充電設備または普通充電設備を次のとおり整備する。

	設置場所の指定方法	充電設備の設置箇所数		【備考】 富山市の(区域名)に該当する中学校区
	市町村名(区域名)			
1	富山市(富山中央)	急速または普通	18	芝園、大泉、奥田、南部
2	富山市(富山西部)	急速または普通	13	西部、呉羽、和合
3	富山市(富山北部)	急速または普通	11	岩瀬、北部、水橋、三成
4	富山市(富山東部)	急速または普通	16	東部、新庄、藤ノ木、山室
5	富山市(富山南部)	急速または普通	9	堀川、興南、月岡
6	富山市(大沢野・大山・細入)	急速または普通	12	大沢野、上滝、楡原
7	富山市(八尾・婦中・山田)	急速または普通	19	八尾、杉原、速星、城山、山田
8	高岡市	急速または普通	33	
9	射水市	急速または普通	7	
10	魚津市	急速または普通	10	
11	氷見市	急速または普通	7	
12	滑川市	急速または普通	9	
13	黒部市	急速または普通	15	
14	砺波市	急速または普通	10	
15	小矢部市	急速または普通	7	
16	南砺市	急速または普通	7	
17	舟橋村	急速または普通	2	
18	上市町	急速または普通	5	
19	立山町	急速または普通	6	
20	入善町	急速または普通	10	
21	朝日町	急速または普通	5	
	(合計)		231	

※ 充電設備の設置箇所数は、1つの申請を以って1つの設置箇所として処理します。  
1つの場所に複数回(例えば3回)に分けて設置を行う場合には、申請数(3回)を設置箇所数として扱います。

また、1つの場所に同時に複数基（例えば2基）の設置を行う場合には、1回の申請で2基の設置が可能です。この場合、申請数（1回）を設置箇所数として扱います。

4 ビジョンマップ … 別紙のとおり

5 ビジョンに関する問合せ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

富山県 商工労働部 商工企画課 新産業科学技術班

電話：076-444-9606 FAX：076-444-4401

## 4 ビジョンマップ

### (1)① 主要国道沿線における設置箇所(急速)

国道沿いに設置 **計17箇所**(20km毎に1箇所)

【想定する設置場所】 ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、その他商業施設など



(1)② 高速道路のインターチェンジ周辺及びパーキングエリアにおける設置箇所(急速)

各インターチェンジ周辺(半径1km以内)及び福岡パーキングエリア(上下線)に設置 **計26箇所**  
 【想定する設置場所】 ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、その他商業施設など



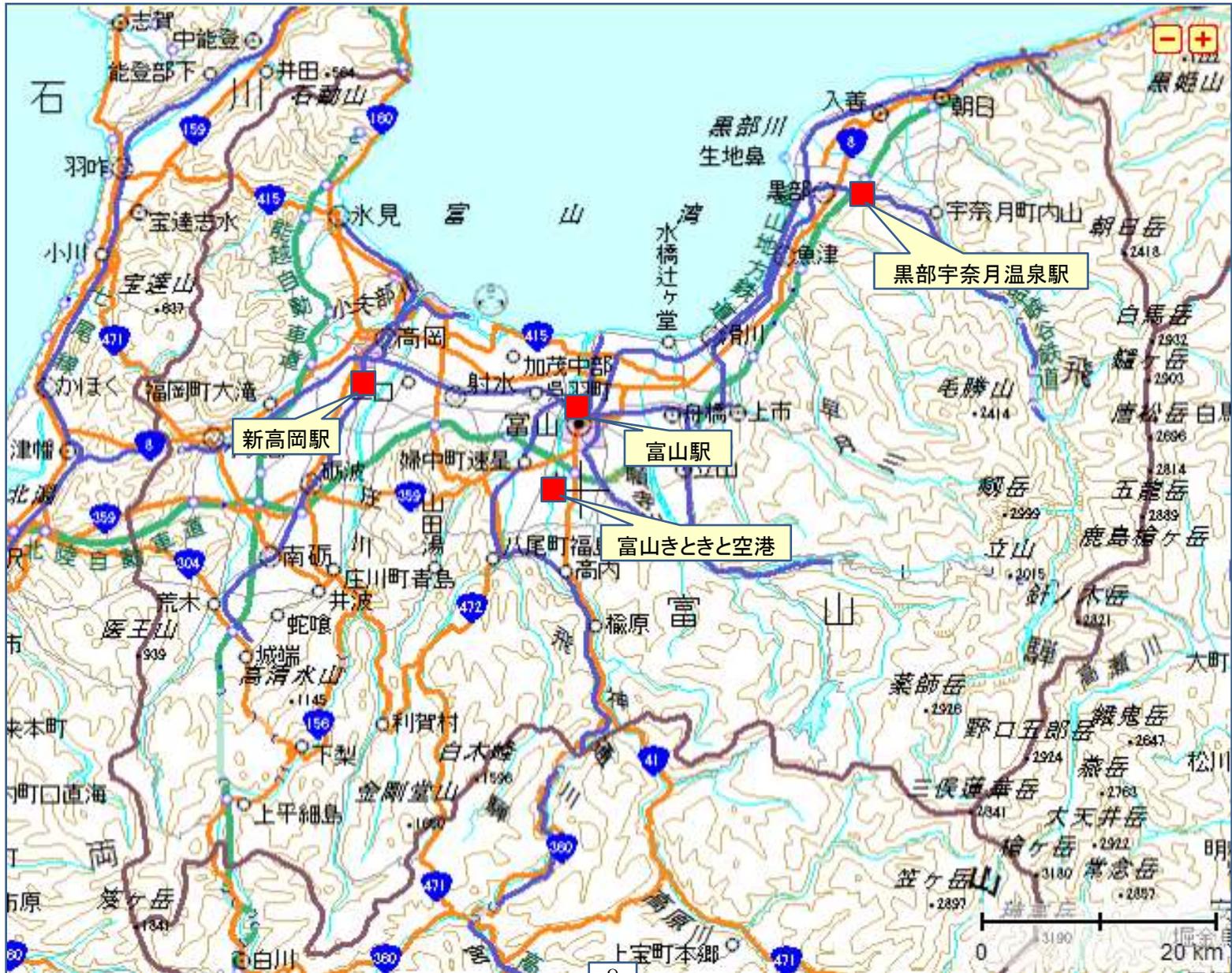
(1)③ 道の駅及びその周辺における設置箇所(急速または普通)

各道の駅及びその周辺(半径1km以内)にそれぞれ1~2箇所設置 **計26箇所**



(1)④ 空港・北陸新幹線駅周辺における設置箇所(急速または普通)

富山きときと空港、黒部宇奈月温泉駅、富山駅、新高岡駅周辺(半径1km以内)にそれぞれ2箇所設置 **計8箇所**



(2) 市町村区域ごとの設置箇所(急速または普通) 計231箇所

【想定する設置場所】 公共施設、観光施設、宿泊施設、駐車場、ガソリンスタンド、コンビニエンスストア、その他商業施設、レジャー施設など

